

北上市告示甲第29号

北上市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和2年4月1日から適用する。

令和2年5月1日

北上市長 高橋敏彦

北上市中小企業人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、市内の求職者の就労を促進し、市内中小企業の人材確保を図るため、高年齢者又はトライアル雇用を終了した者を雇い入れ、人材定着のために設備改修等を行う市内中小企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業 市内に事業所を有し、別表第1の左欄に掲げる産業分類に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる資本金の額・出資の総額に該当する会社又は同表左欄に掲げる産業分類に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる常時雇用する労働者の数に該当する会社若しくは個人をいい、医療法人等で資本金・出資金を有している事業主についても、同様とする。ただし、官公庁、公立学校その他公的機関を除くものとする。
- (2) 短時間労働者 1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、30時間未満の者をいう。
- (3) 短時間労働者以外 1週間の所定労働時間が30時間以上の者であって、同一の事業所に正規の従業員として雇用される労働者の1週間の所定労働時間と同じものをいう。
- (4) 継続雇用 1年を超える期間の労働契約を締結し、一般被保険者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者、又は法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者をいう。）である者として雇用することをいう。
- (5) 常用雇用 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が同一の事業所に正規の従業員として雇用される労働者と同じ（30時間以上に限る。以

下同じ。) である者として雇用することをいう。

- (6) トライアル雇用 常用雇用へ移行することを目的に、3月以内の期間を定めて試行的に雇用することをいう。
- (7) 一般トライアルコース 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。）第109条及び第110条の3第2項に規定する一般トライアルコースをいう。
- (8) 障害者トライアルコース 省令第109条及び第110条の3第3項に規定する障害者トライアルコースをいう。
- (9) 高年齢者 市内に住所があり、就業した日において満60歳以上の者をいう。

（補助対象者）

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用保険の適用事業主である市内中小企業であること。
- (2) 納期の到来している市税を滞納していないこと。
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (4) 役員等が破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。

（補助対象事業）

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 高年齢者チャレンジ雇用奨励事業 職業安定法（昭和22年法律第141号）第15条の規定に基づき厚生労働省が作成する職業分類表（以下「職業分類表」という。）に掲げる大分類Eサービスの職業のうち、中分類39飲食物調理の職業若しくは中分類40接客・給仕の職業又は大分類D販売の職業のうち中分類32商品販売の職業中321小売店主・店長若しくは323小売店販売員に従事させるため、公共職業安定所の紹介を受け、その日において法第4条第1項に規定する被保険者に該当しておらず、かつ、自ら事業を営んでいる者でない高年齢者（これまで雇用したことのある者を除く。）を3月以上雇用する事業。
- (2) 雇用サポート奨励事業 職業分類表に掲げる大分類Eサービスの職業のうち、中分類39飲食物調理の職業若しくは中分類40接客・給仕の職業又は大分類D販売の職業のうち中分類32商品販売の職業中321小売店主・店長若しくは323小売店販売員に従事させるため、公共職業安定所の紹介を受け、一般トライアルコースの雇用期間を終了した後に常用雇用に移行した市内に住所を有する者又は障害者トライアルコースの雇用期間を終了した後に継続雇用に移行した市内に住所を有する者を3月以上雇用する事業。

- (3) 職場環境づくり奨励事業 前2号に掲げるいずれかの事業を完了した後に、労働者の業務に係る負荷を軽減し、より働きやすい職場環境にするための設備改修又は備品購入をする事業。
- (4) 求人広告掲載費用助成事業 前号に掲げる事業を完了した後に求人の広告を発信する事業で、次に掲げる要件を全て満たすもの。
 - ア 就業場所が北上市内の求人であること。
 - イ 就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設され、前年の登録者数がおおむね25万人以上の就職情報サイトに掲載すること。
- (5) ホームページ作成費用助成事業 第3号に掲げる事業を完了した後に求人情報の発信を主な目的としたホームページを作成する事業。
(補助金の額)

第5 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 高年齢者チャレンジ雇用奨励事業 短時間労働者を雇用する場合は9万円、短時間労働者以外を雇用する場合は15万円とする。ただし、同一の補助対象者に交付する補助金の額は、同一年度において雇用者2人に相当する額を限度とする。
- (2) 雇用サポート奨励事業 雇用者1人当たり12万円とする。ただし、同一の補助対象者に交付する補助金の額は、同一年度において雇用者1人に相当する額を限度とする。
- (3) 職場環境づくり奨励事業 事業に要する経費の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。ただし、次のいずれかに該当する事業者については、対象経費の3分の2の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、130万円を限度とする。
 - ア いわて働き方改革推進運動に参加していること。
 - イ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条による厚生労働大臣の承認を受けた一般事業主であること。
- (4) 求人広告掲載費用助成事業 事業に要する経費の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。
- (5) ホームページ作成費用助成事業 事業に要する経費の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。ただし、企業案内等を含むホームページ本体の作成経費、プロバイダー料及び保守管理費用等、求人情報の発信に直接関係しない経費を除く。
- (6) 補助対象者は、第3号から第5号の事業においては、同一の経費に対して、他の補助金の交付を併せて受けることはできないものとする。

(事前審査)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北上市中小

企業人材確保支援事業事前審査申請書（様式第1号。以下「事前審査申請書」という。）に、別表第2左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ同表中欄に定める事前審査申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 提出期限その他事前審査申請書の提出に関し必要な事項は、市長が別に定める。
（事業の承認）

第7 市長は、第6の規定による事前審査申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、北上市中小企業人材確保支援事業承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）により申請者に通知するものとする。
（変更等の承認）

第8 補助事業者は、事業の内容等を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、北上市中小企業人材確保支援事業変更承認申請書（様式第3号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の算定に変更が生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市中小企業人材確保支援事業変更承認書（様式第4号。以下「変更承認書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。
（交付申請）

第9 補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに北上市中小企業人材確保支援事業補助金交付申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）に、別表第2左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ同表右欄に定める交付申請に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
（交付決定等）

第10 市長は、第9の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市中小企業人材確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付すことができる。

3 補助事業者は、第1項の規定により交付決定を受けた補助金を請求しようとするときは、北上市中小企業人材確保支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。
（補則）

第11 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第2関係）

産業分類	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業	5,000万円以下	50人以下

サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

別表第2（第6、第9関係）

補助対象事業	事前審査申請に必要な書類	交付申請に必要な書類
高齢者チャレンジ雇用奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雇い入れる者の住所及び年齢が確認できるもの (2) 公共職業安定所の紹介状の写し (3) 市税を滞納していないことが分かる書類 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 承認書の写し (2) 雇入れの日から3月以上雇用したことがわかるもの
雇用サポート奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雇い入れる者の住所及び年齢が確認できるもの (2) 受領印のあるトライアル雇用実施計画書の写し (3) 市税を滞納していないことが分かるもの 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 承認書の写し (2) トライアル雇用助成金の支給決定通知の写し (3) 雇用契約書の写し (4) トライアル雇用の雇用期間が終了した日の翌日から3月以上雇用したことがわかるもの
職場環境づくり奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 設備改修又は備品購入にかかる見積書の写し (2) 設備改修を行う場合は、改修前の状況がわかる写真 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 承認書の写し (2) 設備改修又は備品購入にかかった費用の領収書の写し (3) 設備改修を行った場合は、改修後の状況がわかる写真
求人広告掲載費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 求人広告掲載にかかる費用の見積書の写し (2) 求人広告の内容がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 承認書の写し (2) 求人広告の掲載にかかった費用の領収書の写し
ホームページ作成費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) ホームページの作成にかかる費用の見積書の写し (2) 作成するホームページの内容がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 承認書の写し (2) ホームページ作成にかかった費用の領収書の写し (3) 作成したホームページの内容がわかるもの